

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一七八九番一地先まで</p>	<p>久喜市菖蒲町小林字小下前二〇八八 番地先から同市菖蒲町小林字小下前</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・五一〇 一六・〇二二</p>	<p>一一・〇一〇 一五・五二二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一八九・八五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>